明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（総務一三）　一
〔告　示〕
○総務大臣が告示する機能及び単位費用総額の算定方法を定める件（総務七三）　二二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構平成二十九事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二六三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二八三
会社その他
会社決算公告　二八四

省令

○総務省令第十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月五日

総務大臣　石田　真敏